

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

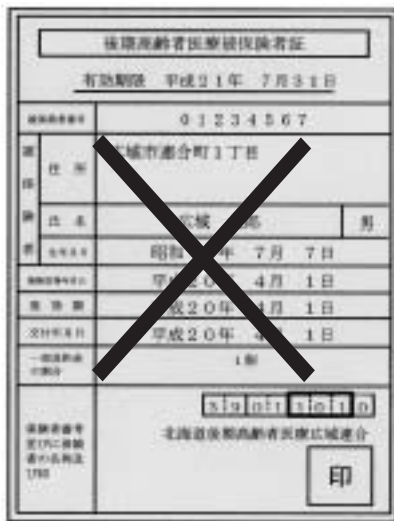
# 長寿医療制度 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 新しい保険証(被保険者証)に変わります

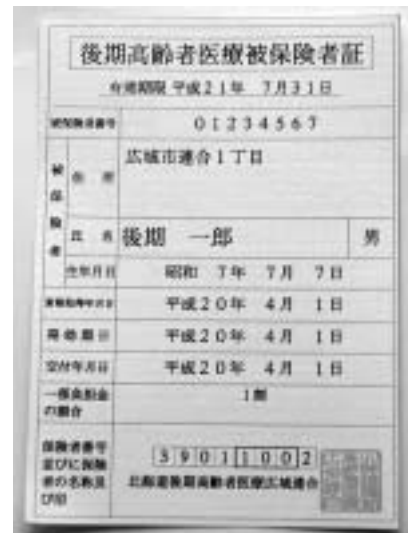
現在ご使用いただいています保険証は、平成21年7月31日をもって有効期限が満了となりますので、8月以降はご使用が出来なくなります。7月中に新しい保険証をお送りしますので、お手元へ届きましたら、古い保険証を廃棄していただき、そちらをご使用ください。

なお、新しい保険証は有効期限が平成23年7月31日までの2年間となり、用紙の色も青色から黄色に変わります。

今まで使っていた保険証(青色)



新しい保険証(黄色)



## 医療機関での窓口負担(一部負担金)の割合について

医療機関での窓口負担の割合は、「一般の方は1割」「現役並み所得者の方は3割」となります。新しい保険証は、平成20年中の所得に基づいて、平成21年8月から平成22年7月までの窓口負担の割合が「一部負担金の割合」欄に記載されています。一部負担金の割合(1割・3割)は、有効期限内でも所得や世帯構成の変更により、再判定となります。

再判定により、一部負担金の割合が変更になる場合には、新しい保険証をお渡ししますので、ご了承ください。

## 3割負担になる方(現役並み所得者)

住民税課税所得が145万円以上ある加入者(被保険者)とその方と同じ世帯の加入者(被保険者)の方は、医療機関での窓口負担の割合が3割負担(現役並み所得者)となります。ただし、次に該当する方は、役場住民課、洞爺総合支所、温泉支所各窓口にて申請することにより、1割負担になります。

同じ世帯の加入者 (被保険者)人数	1人のみの場合	・加入者(被保険者)本人の収入の額が383万円未満のとき ・同一世帯にいる70～74歳の方と加入者(被保険者)本人の収入の合計が520万円未満のとき
	2人以上いる場合	・加入者(被保険者)の収入の合計が520万円未満のとき

原則として、申請日の属する月の翌月から適用されます。(例:平成21年8月15日に申請 平成21年9月1日から適用)